

## 措置状況報告書

監査の名称：平成28年度 定期監査

部 局 名：福祉保健部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p><b>【福祉保健課 保健予防課】</b></p> <p><b>(1) 支出負担行為事務について</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 契約書の内容に不備のあるもの</li></ul> <p>大分市個人情報保護条例及び大分市個人情報取扱事務業務委託基準では、個人情報取扱事務の委託に係る契約の締結に当たっては、受託者が同基準に規定する特記事項を遵守しなければならない旨を契約書に記載するとされている。</p> <p>しかしながら、個人情報を取り扱う業務委託契約において、契約書にその条項が記載されていないものが見受けられた。</p> <p>また、大分市契約事務規則では、契約を締結しようとするときは、契約者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明した場合等における契約の解除又は解約に関する事項を記載した契約書を作成しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、業務委託契約において、契約書にその条項が記載されていないものが見受けられた。</p> <p>今後は、業務委託しようとするときは、当該業務委託に係る契約において、個人情報の保護及び暴力団の排除に関し必要な措置を講じられたい。</p>	<p>当該業務委託に係る契約書に、個人情報の保護の条項及び暴力団の排除の条項を追加いたしました。</p> <p>今後は適正な事務処理に努めます。</p>	

**【人権・同和対策課】**

**(1) 備品等の管理事務について**

- ・備品の管理が適切でないもの

大分市物品取扱規則の規定では、物品管理者である課の長は、物品を処分したときは、直ちに会計管理者に通知しなければならないとされ、会計管理者は、当該通知を受けたときは、関係帳簿を整理しなければならないとされている。

しかしながら、既に廃棄された備品について、会計管理者あてに物品処分の通知をしておらず、そのまま備品台帳に登録されているものが見受けられた。

今後は、規則に従い備品の適切な管理をされたい。

指摘を受けた備品について、会計管理者あてに物品処分の通知をいたしました。

今後は、規則に従い備品の適切な管理に努めます。

**【長寿福祉課】**

**(1) 手数料の徴収事務について**

- ・手数料の徴収方法が適正でないもの

大分市手数料条例の規定では、手数料は申請のときに徴収することとされている。

しかしながら、介護保険法に基づく事務に係る手数料について、申請のときに徴収せず決定後に徴収していた。

今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。

ご指摘のとおり大分市手数料条例の規定に基づき、手数料は申請時に徴収することといたしました。

今後は適正な事務処理に努めます。

**【健康課】**

**(1) 支出負担行為事務について**

- ・契約書の内容に不備のあるもの

大分市契約事務規則では、契約を締結しようとするときは、契約者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明した場合等における契約の解除又は解約に関する事項を記載した契約書を作成しなければならないとされている。

しかしながら、業務委託契約において、契約書にその条項が記載されていないものが見受けられた。

今後は、業務委託しようとするときは、当該業務委託に係る契約において、暴力団の排除に関し必要な措置を講じられたい。

当該業務委託に係る契約書に、暴力団の排除の条項を追加いたしました。

今後は適正な事務処理に努めます。